The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	仮名本詠歌大概をめぐって ： 了俊と頓阿との場合
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1959, 22, p. 30-37
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68536
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

仮名本詠歌大概をめぐって

——了俊と頓阿との場合——

田中裕

一

さきに「毎月抄批判」（阪大文学部「創立十周年記念論叢」昭三四・三）を書いて、定家作としての信憑性についていくつかの疑問を挿んだ時、この抄が二条・冷泉両家の嫡流の著作・所説の中にはいづれもその存在の確実な痕跡を見せず、わづかに前者における頓阿、後者における了俊等、弟子筋の著作の中にはじめてその名を現はしてゐる事実も疑問の一つであった。しかもその場合、両者に共通の事情としてこの抄は、彼等の家説乃至は彼等の所説の論拠として直接に援用されてゐるのではなく、いはゞ資料篇・書目のうちに名を連ねてゐるにすぎないといふことも併せて見逃しがたく思はれたのである。さういふ諸事実から、彼等は共にこの抄を宗家から相伝したのではなく、別に何らかの憑るべき根拠をえて独自に定家作と判定したのであらうと推測せざるをえなかったのであるが、了俊風にいへば、それは「師説」ではなく「自見」に属するといへようか。しかし自見といひながらもむやみな「ちり文書」に対して警戒頗る厳しかった了俊の場合についていへば、根拠といふからには濫りなものであったはずはない。そこで為秀奥書本の毎月抄に注目しようとしたのであるが、この点については改めて詳しく考へる機会をもちたいと思ふ。

一方、頓阿の拠った毎月抄は「京極被送衣笠状」とよばれてゐる点から推して、凝然の奥書をもつ系統の本かとも見られる。あの凝然の奥書は信ずべく、従って建武四年の頃に毎月抄が「京極入道中納言令贈故衣笠内府許」状として一部に信奉されてゐたことが分るわけで、頓阿はこの根拠・伝本を自見をもって承認したのであったかもしれない。とすれば了俊・頓阿がそれぞれ毎月抄を承認した根拠やその伝本は異るとも推定されるが、しかし両者の同抄に対する評価のこの一致は、彼等の宗家がそれぞれ同抄に対してとった前述の態度に比べて、対立とはいへないまでも乖離するものがあり、毎月抄の来歴について考ふべき問題を胎んでゐる。いまこの問題に直接答へる用意はないが、定家歌論書に関してこれと同様な事実の見られるもう一つの場合として仮名本詠歌大概をあげ、その状況についてやゝ詳しく説いてみようと思ふ。

二

こゝにいふ仮名本詠歌大概とは、応永十二年十二月に了俊が相伝の文書六種を尊明に送った一書（京大図書館蔵平松家旧蔵本「西行上人談抄」）の中に含まれて

ゐるもので、この写本の詳細については前に書いたものに譲りたい（「師説自見集と了俊相伝」（定家歌論書）語文二十輯）。この詠歌大概には脱文もあれば誤写もあり、決して善本とはいひがたいが、しかしこれまで平仮名本の本文については井蛙抄所引のもの以外には紹介されてゐないと思はれる上、あとの叙述の便宜もあるので、次に全文を掲載しておく。

「心はあたらしきをさきとす。人のいまた詠せさる心をもとめて可用。詞は三代集をいつへからす。先達の用る所なり。新古今の歌同くこれを可用。風躰可效堪能達乃秀句、不論古今遠近よろしき歌を見て其躰にしたかふへし。近代の人の詠しいたす所の心詞一句といふともつゝしむてのそくへし。七八十年よりこのかた人の詠し出す処の心詞ゆめ〳〵とり用へからす。古の歌にをきてはこれを詠つねの例たり。たゝし古歌を取て新き歌を詠する事五句のうちに三句に及はすこふる過分めつらしけなし。二句の内に三字四字これをゆるす。猶これを案せよ。同詞をもて古歌心を詠する無念なり。以花詠月、以月詠花、以四季歌恋雑歌を詠す。如此の時はふるきを取に難なし。郭公なくや五月、久堅の月のかつら、足引の山ほとゝきす、玉ほこのみち行人、如此のたくひはいくたひもはゝかるへからす。としのうちに春は来にけり、月やあらぬ春やむかし、桜ちる木の下風、ほの〳〵とあかしの浦。如此のたくひは二句なりとも更に詠へからす。常に古歌の景気を観念して心にそむへし。殊に見習へきは古今、伊勢物語、後撰、拾遺、三十六人家集の中にことなる上手の歌を心にかくへきなり。人丸、貫之、忠峯、伊勢、小町等かたくひなり。和歌の先達ならすといふとも時節の景気、世間の盛衰のよしをしらむために白氏文集の第一第二帙をつねにもてあそふへし。ふかく和歌の心に通なり。和歌に師なし、たゝ以古歌為師。心を古風にそめて詞を先達にならはゝ、誰の人か詠せさらむや。」　註一

以上で終ってをり、「秀歌体大略」は附載されてゐない。

右の平松家本の巻末に記しつけられた了俊の奥書によれば、こゝに集成せられてゐる六種の歌書のいづれもが「相伝」であることは分るが、しかしこの「相伝」は必ずしも同一人からのものであるとは限らない。即ち六種の中、西行上人談抄、和歌秘々（近代秀歌の異本）、草子書様・文字仕の三種が別にそれぞれとしてもってゐる了俊の奥書によれば、和歌秘々は明らかに為秀の相伝であるが、西行上人談抄は為基の奥書を具へてゐて、為基からの相伝と見るべきものゝやうである。そればかりでなく、平松家本に注意すべき第二の点は、この六種の歌書の本文が必ずしも相伝された当の本文の性質をそのまゝ伝へてはゐないといふことである。即ち和歌秘々、草子様・文字仕の奥書によれば、彼はこれらの相伝本を共に九州で紛失し、代りにかなり不本意な別の一本によって補ったことをことわってゐるからである。

この仮名本詠歌大概は以上の二点についてどういふ性質のものであらうか。本書には別にそれ自身としての奥書はなく、みづからはその事について何も語らない。それで本書（以下かりに了俊本とよんでおく）を了俊の著作中に引用せられてゐる詠歌大概の本文と比較することによって考察の手がかりをえようと思ふ。彼が詠歌大概を必読書の一つに数へてゐたことは弁要抄の書目に見えてゐて明らかであるが、著作の中に引用せられてゐるのは次の個所である。

㈠二言抄「先達の被仰如くは、言は古きを可用云々。然者古今歌

已来三代集、併三十六人以下の家の集等に詠みたる」

師説自見集「則万葉集、古今、後撰、拾遺、または三十六人の家集などによめる」

弁要抄「つねに可被見抄物事、三十六人の家集等、伊勢物語」

了俊歌学書「凡古歌をとるには、万葉、古今、後撰、拾遺の歌の中にことさら上手の歌、またはさしあらはれてあまねく人のしりたる歌の一かどのさしあらはれたるを取之也。三十六人の家集をもとり候也」

㈡師説自見集「さるは古歌を師とすともいふめれば」

了俊日記「古き先達どもの教へに云、歌は以古歌師とすと申」

言塵集「定家卿は和歌に無師以心為師と仰せられたれば」

㈢師説自見集「足引の山、玉鉾の道、久方の空などと云つゞけたる言は題目の如くにて、古人の言を学ぶとしもなきなり」

以上が管見に入ったすべてである。そのうち㈠の㈀に該当する個所は了俊本に欠脱してゐるので対照できないが、㈡の四個所とも一致して「家集」と表記されてゐるのは了俊本の本文に該当し、真名本に「集」とあるのと相異する。㈡の前の二例はやはり了俊本に「以古歌為師」とあるのに該当し、真名本に「以旧歌為師」とあるのと異同を見せてゐるのが注意される。言塵集のは「定家卿は」とあり、おそらくこれも詠歌大概を念頭に置いてゐると見られるが、真名・仮名本のいづれの本文とも異るのは、記憶ちがひによる無意識の改変といってよいであらう。㈢の文言は、本文の文脈から見ても、また三種の枕詞から見ても近代秀歌ではなく詠歌大概に拠ると思はれるが、しかし列挙の順といひ、字句といひ、共に真名・仮名本のいづれとも異ってゐる。これも前者と同様な誤りと見られる。

こゝに掲げた諸著作は、二言抄、師説自見集（応永十五年以前）を除いて、他は了俊本が送られた応永十二年以後の成立であるが、それらの引用本文がこのやうに了俊本の文言とほゞ一致してゐる状況を見ると、限られた個所についての比較とはいへ、必ずしも偶然とは思はれない。おそらく叙上の諸著作の成立した期間、彼の座右にあったテキストはまさに了俊本のやうな詠歌大概であって真名本ではなかったといへさうに思ふ。このやうに了俊本がいはゞ了俊座右本として認められるとすれば、更に一歩を進めて、それをそのまゝ相伝本と認めることはできないかといふことになるが、その点になると疑はれる余地は決して少くはないのである。

即ち了俊がかうした著作活動を開始するのは九州探題を罷免されて後、やがて官途に志を絶って上洛したと思はれる応永八・九年頃からであるが、当時相伝文書のいくつかは失はれて座右にはその代用本しかなかったことは前述の通りであったからである。

そこで視点を前述の第二の問題、即ち相伝とは誰からの相伝か、に移してみると、例の師説自見集のことが想起される。

といふのは、この書には再編本といふべき六帖本と、初撰本ともいふべき続群書類従本とがあるが（前掲拙稿）、後者の奥に「自冷泉家年来相伝申所書集候畢。又自見之分彼是取合」以下の彼の識語があるからであるが、次にその本文を見ると、冒頭の近代秀歌所出の一句を承けて、前掲㈠・㈡・㈢のやうな詠歌大概所出の文言が鏤められてをり、その間には「如此の事は先達の教へなくては自覚る事不可叶歟」などの文言も挿まれてゐるからである。近代秀歌が為秀相伝であることは既述の通りであるが、これと並んで詠歌大概が、冷泉家からの相伝を標榜する本書の冒頭を一連の引用句で埋めてゐるの

を見ると、それを冷泉家からの相伝――おそらくは就中重要な伝書であったと見ても、決して無理ではないであらう。

ところが冷泉家伝来の詠歌大概となると、すでに別種の証本が知られてゐる。それは石田吉貞博士が紹介されてゐる（「藤原定家の研究」第三編「詠歌大概」）「左兵衛督藤原朝臣為秀」の奥書をもつ桂宮本であり、外にも「左兵衛督為秀　花押」の奥書をもつ為秀自筆本なるものが市場に出たことがある（弘文荘目録三〇号所載）。そのいづれもが真名本であり、しかも定家自筆本から出てゐる旨を語ってゐるのである。これらの奥書は信ずべく、真名本が冷泉家に伝来してゐたことを疑ふのはむつかしい。とすれば仮名本の方はどうなるかであるが、二種の形態の証本の伝来ということも全く考へられないわけではない。事情は多少ちがふが、近代秀歌の場合でいへば、為秀自筆識語のある例の定家自筆本の外に、同様に為秀の奥書を具へた流布本も伝はってゐる（「古語深秘抄本」）などのことがあるからである。

叙上を要約すると、詠歌大概は冷泉伝来の文書であり、了俊もこれを相伝してゐたけれども、それがはたして真名本であったか仮名本であったか、本稿の主題に即していひかへれば、あの了俊本のやうな仮名本がはたして相伝本であったかどうかは分らないといふことになる。しかし了俊本のやうな仮名本が彼自身の手で（真名本から）作られたのではなく、少くとも彼以前にすでに存在してゐたことは確かであらう。前述のやうに彼は相伝本を紛失するや、不備と知りつゝ他本を代用しはしたけれども、しかしそのことを明記した態度（それは一般に家説に対する彼の態度からいって当然なのであるが）から推すと、おそらく任意に相伝本の文体を改竄することはなかったといってよい。そればかりでなく、現にこれを実証するものが井蛙抄所引の、例の仮名本の性格なのである。

三

井蛙抄では、仮名本が巻初の資料篇ともいふべき部分に「詠歌大概」、「被進梶井宮抄」の名で三個所抄出されてゐるが、併せほゞ全文となる。秀歌体大略は見えないけれども、同抄の巻末近くに「秀歌大体、梶井宮へ進ぜられたる詠歌大概、おの〳〵数十首古歌をのせられたる」とあるので、彼の拠った証本には附載されてゐたと考へて差支ないであらう。この井蛙抄所引の仮名本（以下かりに頓阿本とよんでおく）を了俊本の本文と比較すると、文言の出入りは質的に軽少で、相互の含みもつ誤写に基くかと思はれる程度である。そのうちで注意されるのは、了俊本の場合に問題とした三個所の文辞上の特色が頓阿本の方にはなく、頓阿本は真名本に忠実な表現をとってゐることである。即ち㈠の㈠が「ことばはふるきをもとめてもちゐるべし」、㈡が「三十六人の集」とあり、㈢は「たゞふるき歌をもて師とす」とあり、㈢の三種の枕詞の配列順序は真名本と全く一致するのである。（頓阿本は尊経閣蔵伝頓阿自筆本により、続群書類従本を参照す）

すでに述べたやうに、了俊本の特色は単なる誤写ではなくて、そのまゝ了俊座右本の特色でもあり、いはゞ仮名本の一本の特色といってよいものであったが、いまや真名本の本文に一層忠実な頓阿本が存在するのを見ると、了俊本はまさに仮名の一本といふ以上のものではなく、決して仮名本そのものゝ性格を示すものでないことが明らかになる。

仮名本と真名本との関係については、すでに石田博士が前掲著書の中で詳説されてゐる通りで、真名本に基き、これを和らげたのが

仮名本であることに疑問の余地はないと思ふ。とすれば了俊本の特色と見られる本文はむしろ誤りといふべきであり、真名本の方により忠実な頓阿本によって訂正さるべきものと考へられる。

しかしこの点については直ちにかう借問されるであらう。即ち真名本に対して仮名本は必ずしも本源的に一つでなければならないとは限らないのではないかと。いかにも詠歌大概ほどに重要で基本的な論書が講談などの必要に応じて和らげられる場合は一度ならずありえたと考へてよいし、その場合原文に対する忠実さの度合にも多少の差異はありえたであらう。もし了俊本と頓阿本とをまさにさうした二つの場合とすれば、両本の差異はそれぞれ固有のものとも考へられる。しかしこの疑ひは、両本に共通でしかも真名本の文意を変更するやうな独特の個所の存在することによって解消される。

それは、了俊本でいへば「以花詠月、以月詠花、以四季歌恋雑歌を詠ず」とある上二句、頓阿本では「花をもて月を詠じ、月をもて花を詠ず。四季の歌をもて恋雑の歌を詠じ」とある上二句である。これが真名本では「以花詠花、以月詠月、以四季歌詠恋雑歌」となってゐるのである。即ち両仮名本の上二句は、真名本のそれと字句のうへで相異するばかりでなく、文意のうへでも下句と同格に連るのであるが、真名本のその部分は反対に上に連る「以同事詠古歌詞、頗無念歟」を承けた注記であり、形も二行に割られてゐるのである。かうした異同は、はじめから意識的な文辞の改変であったか、あるいは真名本における割注を本文と一行に書き下したことに伴ふ誤写から派生したものであるかは後に再び考へることゝして、いづれにせよすでに異同もこゝに至ると、もはや単なる文字の異同・割附けの差異ではなくて、本文の文意を改変しそれはそれとして意味の通ったもの、即ち誤写以上のものとなってゐるのが注目される。

この異色ある共通本文の存在から推すと、二つの仮名本はそれぞれが直接に真名本から発生したのではなく、真名本に対してその本文の一部に有意味的な異同をもつ共通の親本から派生したか、あるいは一方の系統の本を他方が写したかと考へられるが、既述のやうに了俊本より頓阿本が一層真名本に近い点から推して、了俊本が頓阿本の系統のものを写したとしてもその反対ではなく、または共通の親本からの派生を想定しなければならない。そのうち後者に従ふとしても、この親本はすでに仮名本であった。それは例へば頓阿本における「風体可效堪能先達之秀歌、不論古今遠近よろしき歌をみて其体にしたがふべし」の個所を了俊本と対照すると、後者には誤写と見るべき程度の異同はあるにしても、この特色ある真名・仮名両文の交り工合が全く一致してゐる上、真名本の「可效其体」の句を両者共に「其体にしたがふべし」と和らげるなど、偶然と思はれない訓みの一致もあるからである。

叙上のやうに、了俊本と頓阿本との関係をどのやうに想定するにしても、仮名本なるものが了俊本以前にすでに成立してゐたことは明らかであるといはなければならない。

それでは頓阿本以前に仮名本が存在してゐたかどうかといへば、それは、前述のやうな仮名書きの親本の存在が想定できるならば改めて問ふまでもないことである。しかしたとへさうでないとしてもやはり仮名本は彼以前にすでに存在してゐたと思はれる。即ちこれも石田博士の指摘されてゐる通り、井蛙抄における真名文資料の引用態度を見ると、順徳院百首評をはじめ、原文に頗る忠実であることが確かめられるので、詠歌大概についても、彼自身がことさら仮

名文に和らげたとは考へにくいからである。否、むしろ彼は真名本を見なかったのではないかと思ふ。といふのは真名本は、彼の師為世が早く延慶訴陳状に引用してゐるところを見ると、二条家に伝来してゐたことは確かであらうが、もし頓阿が相伝してゐたとすればこれを用ゐなかったはずはない。かりに相伝以外の経路から知ってゐたとしても、真名・仮名両文の比較から、前者が原形であるべきことは彼ほどの博識と批判力とをもった人物の分らぬはずもなく、ことさら仮名本を撰択するとは考へにくいからである。しかし本文は知らずとも、その存在は知ってゐたといふことはありえよう。井蛙抄には訴陳状のうち為兼陳状が引かれてゐるが、それに対する右の為世の訴状を知らなかったともいへないからである。その場合彼は存在を知りつゝも実見するすべのないまゝに、しばらく仮名本に拠ってゐたかもしれないが、あるいは訴陳状は全文真名で記されてゐるので、為世がかりに仮名本を真名に翻して引用したと解して疑はなかったのかもしれない。

四

詠歌大概は毎月抄と異り、二条・冷泉両家にそれぞれ伝来してゐたし、詠歌一体にも処々に引用せられてゐて、その信憑性はいはゞ公然のものであった。しかも二条家はもとより冷泉家においても、証本とされたのは真名本であったと思はれる。頓阿はこれを見なかったが、了俊の場合相伝したのが真名本でなかったとはいひ切れない。しかしかりに相伝してゐたとしても、一度失へば容易に入手しがたい状態にあったことは、あたかも相伝本近代秀歌の場合（前掲拙稿）と同様であったといひえよう。従って両者が仮名本を採用したのは自由にではなく、むしろ与へられたものといって差支なかった。

かうして結果において、彼等と両宗家とは二種の証本を中に挿んでそれぞれ対立といはないまでも乖離することになったのであるが、それは本稿の課題としてはじめに提出しておいた通り、毎月抄の承認問題を挿んでの両者の乖離と類似する観があってまことに興味深いものがある。

さて了俊・頓阿が一致して使用してゐる仮名本は、前述のやうにそれぞれ同系統に属すると考へられたが、さらに進んでこの仮名本がどういふ性格のものであるかについて、なほ若干考へ加へておきたいと思ふ。

仮名本の本文は、頓阿本を了俊本で校合する以上に再建することはできないけれども、前述の一個所を除けばそれはほとんど真名文に一致するといっても差支なかった。しかしこの一個所はそれが単なる誤写ではなく、原文の一部の意味を改変するものであっただけに、本来は誤写に基くのか、または最初からの意識的な改変であるかが問題となる。誤写とすれば、割注を本文の中に繰入れたことから派生したかと思はれるが、はたしてそれが和訳以前か以後かも疑へば疑はれる。しかし割注を一行に書き下したり、「花」と「月」とを入れ換へた形態の真名本があれば別、しばらく和訳以後のことと考へたい。さうとすれば、あの一個所の異同を克服するやうな最も真名本に近い仮名本の存在を想定することもできるのであるが、しかしもし意識的な改変とすれば、あの異同は仮名本に固有のものとなる。以上の二種の想定のいづれがはたしてより多く可能性をもつのであらうか。

もともと真名本の問題の個所即ち「以同事詠古歌詞、頗無念歟。

以花詠花。以月詠月　以四季歌詠恋雑歌」のうちの割注の部分が、上句に対してどういふ関係に立つかは鮮明を欠く。しかし本書における割注一般の用法からいへば、それが「以同事」以下「無念歟」までの一文全体の意味を敷衍するものであり、かつ「以四季歌」以下の文言とは文脈からも、意味からも区別されなければならないことは確かであらう。さてこの一文は、それに先行する句数の限度を規定した一文につゞいて、本歌取にまた一つの条件を加へたものであるが、こゝにいふ「同事」とは、歌式一般の用例に従って「同心」、更にこの場合は「同じ風情(着想)」の意味ととって差支ないであらう。いひかへればこの一文は、本歌取に関して「同心」を嫌ふといふことであるが、それは次の「以四季歌」以下「如此之時無取古歌之難歟」までの一文が「同題」を嫌ふことを指摘してゐるのと対照される。それゆゑ句数の限度を規定した「但取古歌詠新歌事、五句之中及三句者」以下、右の「無取古歌之難歟」までの三ヶ条は、井蛙抄所引「京極被遣粟田口大納言消息」の「三代集己下古歌之三句を取渡て用自歌事、同題同心殊禁制候」といふ文言と、同一の条項を説いたものに外ならないのである。しばらく問題の一文並びにその割注を注解すると――本歌を取るについて、同じ古歌詞を用ゐて同じ風情(心)を詠む、いひかへれば対象だけを変へるといふのが頗る見苦しい。さういふ場合は、「以花詠花、以月詠月」即ち風情を変へて、用詞と対象とは一致させるのがよい――といふことであらう。とすればこゝで指摘してゐる事実は、八雲御抄巻六「古歌をとる事」の条で、「心ながらとりて物をかへたる」を戒めた内容、並びにそこに掲げられた実例(古今「月夜よし」の歌に関する)と全く一致するわけで、それは当時の通念といってよかったのである。

しかしかういふ解釈が決して任意な一私解でないことは、詠歌大概のこの一文をおそらく念頭に置いてゐるかと思はれる篠河上の次の文章が傍証となるかもしれない。即ち「花の歌を本として紅葉の歌に改め、雪の歌をとりては霞の歌に詠みなどしたるを見れば、題目はあらねども心詞すべて本に変るところなし」といひ、つゞけて「たゞ花の歌を花に、月の歌を月に、本歌をはたらかさずして、しかもその心をかへてその姿をめづらしく詠まむと思ふべし」と説いてゐるのである。しかし同様に詠歌大概のこの辺の叙述に拠ると見られる可能性の多い毎月抄の「花の歌をやがて花によみ、月の歌をやがて月にてよむことは達者のわざなるべし。春の歌をば秋冬などによみ、恋歌をば雑や季の歌などにて、しかもその歌をとれるよと聞ゆるやうによみなすべきにて候」といふ所説を参酌すると、趣旨はかなり異ってゐて、また疑問を生じる。

思ふに割注の表現が曖昧であったことは確かで、例へば詠歌大概抄(承応元年板「和歌七部抄」所収)となると明らかに異解が見える。即ち「花をよみたらん本歌にてやがて今の歌に花をよみ、月をよみたらん本歌にて月をよまんとは無念なるべしとなり」と解くのであるが、そのためには第一、割注一般の表記からみて初めに「不可」の語がなければならないし、第二には割注を含むこの文の趣旨と次の「以四季歌」以下の一文のそれとが区別されなくなる不都合を生じる。事実、大概抄は右の注についで「以四季歌」以下の一文を注するに、まづ「此段の詞にて聞えたり」と記してゐるが、それは両文の趣旨を一体として受けとめた言葉と解される。かういふ解釈はしかし実は宗祇の「注」にまで遡る旧注の通説に外ならないのであるが、それが前述の仮名本の改竄された本文の示す意味とまさに等しいこと、改

竄によって一層鮮明になってゐることは確かである。

旧注はもとより仮名本を参照したわけではなく、真名本の本文、ことに割注自体にさう解される不備があるからであるが、さうとすれば仮名本の改竄は、単に誤写に由来するとばかりはいへない。あるいは原文の意味を明らかにするため、不備な表現を本来あるべき表現にまで意識的に改めたもの、いはゞ善意に基く改訂と見る余地が決してないわけではないのである。はたしてさうとすれば、了俊本と頓阿本とが同一の系統に属することは偶然でなくなる。いひかへれば両本の系統以上に真名本に近い本、即ち一個所の改竄も含まない本などそもそも最初から存在しなかったことになるからである。誤写説を全く否定し去る根拠はないが、しかしいまのところ意識的な改竄の方により多くの可能性を認めたい気持が私にはある。

さて前述の毎月抄の所説について顧れば、すでにそれが旧注並びに仮名本的方向へ著しく傾斜してゐることに気がつく。同抄は私には偽書らしく思はれるが、それと仮名本との成立の母胎が共通であったかどうか、について速断することはむつかしい。たゞ両者の成立がほゞ同じ頃であることは考へられてよいであらう。

また前に了俊が冷泉家から相伝したのが仮名本であるかどうかは分らないと記しておいたが、たとへ仮名本であったとしても、了俊本自体が相伝本そのまゝであったとは考へにくい。それが頓阿本に比べてもより劣ってゐることは前述の通りであるが、もし相伝本であれば、一方に真名の証本をもってゐる冷泉家が、あの程度まで瑕瑾を含んだ本文を許容してゐるはずはないと思はれるからである。その中、両仮名本に共通する改竄と思はれる部分については、多少問題はちがふかもしれない。即ち和訳といふことの性質上、その表現に訳者の解釈の現れることはどの程度か避けられないからであるが、しかし「花」を「月」に訂する底の思ひ切った文字の改竄となると、すでに解釈の枠はこえられてゐる。かう考へると一方に真名本を奉じてゐた冷泉家(同様に二条家も)辺の責任ある仕事として、注二かうした恣意があへてされようとは考へにくいやうに思はれる。

(一九五九・六・三〇)

——大阪大学助教授——

注一　仮名本詠歌大概は陽明文庫にも二本ある。一は平松家本西行上人談抄と同種の写本(零本)所収のものであり、一は家久の写した仮名本一冊である。両本全く一致する上に平松家本と比べても二個所の字配の異同を除いて一致する。陽明文庫本の第一種は最も善写であるがやはり附載歌を有しない。第二種には自筆本近代秀歌の原形にあると同じ八三首の歌が附いてゐるが、おそらく家久が誰かの作為であらう。

注二　陽明文庫蔵の後水尾院「詠歌大概併勅抄」(基熙写)に「此序仮名ニテ書タル本(冷泉所持、古筆也)アリ」といひ、さらに「此仮名ノ序ハ定家ハジメ仮名ニテ書タル草本ナドヲ若何人ゾ写留タルヤウノ事歟。奥書ニ、京極中納言定家卿梶井宮ヘまいらせられけるとなん。まことに故あるかな。可秘々々トアリ、真名ノ序トハ少々不同ノ事アリ」と見える。こゝにいふ奥書は了俊本にはないが、頓阿本が「被進梶井宮抄」と題してゐるのと関係があるのかもしれない。「少々不同ノ事」とは割注に関する例の問題の条のことか。特に「冷泉所持」とある点は注目されるが、その成立を冷泉家に結びつける根拠とまではならないであらう。